

1 埼玉県地域保健医療計画(第7次)の特徴

◆地域医療構想を踏まえた計画

医療機能の分化と連携を進めることにより、高度急性期から回復期、在宅医療まで切れ目のない医療提供体制を整備することを目指す。

基準病床数の設定に当たっては、地域医療構想で推計した2025年の必要病床数を基礎とする。

◆急速な高齢化の進展を見据えた計画

医療と介護の連携の観点から、介護保険事業支援計画（高齢者支援計画=3年計画）との整合を図る。

計画期間：5年間（第6次まで）→6年間（第7次）

「今後高齢化に伴い増加する疾患等対策」「人生の最終段階における医療」など高齢化の進展により求められる医療を位置付ける。

2 計画の構成と主な内容

第1部 基本的な事項

第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

異次元の超高齢社会を迎える本県において、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保するため、今後取り組むべき方向を示す。

第2節 基本理念

1 生涯を通じた健康づくり体制の確立

2 質が高く効率的な医療提供体制の確保と医療・介護サービス連携の強化

3 安心・安全なくらしを守る健康危機管理体制の構築

第3節 計画の位置付け

医療法第30条の4に基づく「医療計画」及び高齢者の医療の確保に関する法律

第9条に基づく「医療費適正化計画」を一体化した保健医療に関する総合的な計画。

第4節 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間。

ただし、在宅医療の推進及び基準病床に係る部分については3年で見直し。



第2章 計画の背景

第1節 地勢と交通

第2節 人口構造

第3節 人口動態

第4節 住民の受療状況

第5節 医療提供施設等の状況

第6節 医療費の概況

◆出生、死亡の現況

◆入院・外来受療率、病院病床の利用状況など

◆医療施設数、保健医療従事者数など

第3章 医療圏

第1節 医療圏の設定

◆一次、二次及び三次保健医療圏の設定

第2節 事業ごとの医療圏

◆救急医療圏、精神科救急医療圏の設定

第4章 基準病床数

第1節 基準病床数

◆二次保健医療圏ごとの療養病床及び一般病床の基準病床数

◆精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数

第5章 計画の推進体制と評価

第1節 計画の推進体制と役割

第2節 評価及び見直し

第3節 進捗状況及び評価結果の周知方法

◆一次、二次、三次保健医療圏ごとの推進体制

◆県、市町村、保健医療関係団体、県民の役割

第2部 くらしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくり

- 第1節 健康づくり対策
- 第2節 歯科保健対策
- 第3節 親と子の保健対策
- 第4節 青少年の健康対策

- ◆食生活、運動、休養等、生活習慣の実践による健康づくりの推進
- ◆禁煙支援・受動喫煙防止対策の推進など

- ◆地域での歯科保健医療体制の整備など

第2章 疾病・障害とQOLの向上

- 第1節 難病対策
- 第2節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策
- 第3節 人生の最終段階における医療
- 第4節 臓器移植対策
- 第5節 リハビリテーション医療
- 第6節 動物とのふれあいを通じたQOLの向上

- ◆難病患者への医療給付、療養支援など

- ◆誤嚥性肺炎や転倒による大腿骨頸部骨折等の予防推進など

- ◆患者本人の意思決定を支援するための情報提供、普及・啓発など

- ◆臓器移植に対する普及啓発の実施及び骨髄移植のドナー登録の促進

- ◆アニマルセラピー活動をはじめとする動物との共生など

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

- 第1節 健康危機管理体制の整備充実
- 第2節 保健衛生施設の機能充実
- 第3節 安全で良質な水の供給
- 第4節 衛生的な生活環境の確保
- 第5節 安全な食品の提供

- ◆危機管理対応のための職員等の資質向上など

- ◆水質監視・水質検査精度管理の実施など

- ◆生活衛生関係営業施設及び特定建築物の監視指導体制の充実など

- ◆食品等事業者の自主管理の促進とHACCPの導入支援など

第3部 医療の推進

第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 がん医療
- 第2節 脳卒中医療
- 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患医療
- 第4節 糖尿病医療
- 第5節 精神疾患医療
- 第6節 感染症対策

- ◆がん登録などのビッグデータの活用による効果的ながん対策の展開
- ◆がん検診の精度管理向上策の推進など

- ◆急性期脳梗塞治療ネットワークなどの連携体制の構築など

- ◆AEDの設置促進と設置場所の情報提供など

- ◆糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施など

- ◆医療機関相互の連携や専門医療を提供できる体制の整備推進
- ◆認知症対策の推進など

- ◆新興感染症に対する危機管理体制の構築など



第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 救急医療
- 第2節 災害時医療
- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 へき地医療

- ◆搬送困難事案受入医療機関の体制充実
- ◆救急医療情報システムの機能強化など

- ◆事業継続計画(BCP)未策定病院に対する策定ノウハウの提供など

- ◆ハイリスク出産への対応など

- ◆小児救急電話相談事業の充実など

第3章 在宅医療の推進

- 第1節 在宅医療の推進

- ◆在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成
- ◆患者を支える多職種連携システムの確立など

第4章 医療従事者等の確保

- 第1節 医療従事者等の確保

- ◆奨学金貸与者などの若手医師が地域医療に貢献しながら専門医資格を取得できる体制の整備など

第5章 医療の安全の確保

- 第1節 医療の安全の確保
- 第2節 医薬品等の安全対策
- 第3節 医薬品の適正使用の推進
- 第4節 献血の推進

- ◆医療安全相談体制の充実など

- ◆薬物乱用対策の推進など

- ◆かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化など

- ◆若年層を中心とした献血者の確保など

第4部 地域医療構想

第1章 地域医療構想の概要

- 第2章 地域医療構想の実現に向けた取組

- ◆地域医療構想調整会議での協議を通じた医療機能の分化・連携の促進など

第5部 医療費適正化計画

- 第1章 住民の健康の保持の推進
- 第2章 医療の効率的な提供の推進
- 第3章 医療費の見込み
- 第4章 国民健康保険の運営

- ◆生活習慣病を予防する健康づくり対策の推進
- ◆ジェネリック医薬品の使用促進など

- ◆データヘルスの推進など